

清水町国民健康保険条例（昭和34年清水町条例第3号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万2千円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6千円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る清水町国民健康保険条例第8条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。